

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する業務のうち、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱に関し、西原町契約規則(平成19年西原町規則第5号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、又は選定し、提出された提案書の審査及び評価を行い、業務の目的及び内容に最も適した提案者を特定し、随意契約を行う方式をいう。
- (2) 提案書 対象業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する書類をいう。
- (3) 提案者 プロポーザル方式に参加資格があると町長が認める者であって、提案書を提出するものをいう。
- (4) 公募型プロポーザル方式 公募により提案者を募って行うプロポーザル方式をいう。
- (5) 指名型プロポーザル方式 あらかじめ複数の提案者を指名により選定して行うプロポーザル方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 高度な創造性、技術力又は専門的な技術若しくは経験を必要とする業務
- (2) 町において発注仕様を定めることが困難である等標準的な業務の実施方法が定められていない業務
- (3) その他プロポーザル方式により発注することが適当と認められる業務

(実施の決定)

第4条 プロポーザル方式により発注しようとする業務がある場合、当該業務を所管する課等(以下「所管課等」という。)の長は、次に掲げる事項について町長の決裁を受け実施を決定するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要

- (3) 委託予定額
- (4) 契約期間
- (5) プロポーザル方式を採用する理由
- (6) 公募型又は指名型の別
(審査会)

第5条 町長は、前条の規定によりプロポーザル方式の実施を決定したときは、当該業務の内容に合わせて西原町プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル方式の実施要領
- (2) 参加提案者の選定
- (3) 提案者の審査及び評価

3 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

4 会長は、副町長とする。ただし、対象業務が全庁的なものでない場合は、対象業務の発注を所管する部長を会長とすることができる。

5 委員は、対象業務の発注を所管する部長並びに課長及びこれに準ずる者とする。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。ただし、総務部長が会長の場合は、総務課長がその職務を代理する。

8 審査会の庶務は、所管課等において処理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(参加資格要件)

第7条 プロポーザル方式による提案者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 契約規則第18条の規定により西原町入札参加資格者名簿に登載された者

(2) 受託者を特定する日までに、西原町工事請負契約に係る指名停止の措置に関する要綱(平成11年西原町要綱第40号)の規定による指名停止措置を受けていない者

(3) その他町長が必要と認める事項

2 第3条に定める対象業務における特殊性などを考慮し、西原町の入札参加資格の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合には、前項第1号の規定は適用しない。

(公募型プロポーザル方式の実施)

第8条 町長は、公募型プロポーザル方式の実施をしようとするときは、次に掲げる事項を掲示場への掲示及び町ホームページへの掲載により公表するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
 - (2) 提案者の資格
 - (3) 提案者を特定するための評価基準
 - (4) 担当部課等
 - (5) 関係書類の交付期間、場所及び方法
 - (6) 提案書の提出期限、場所及び方法
 - (7) 募集から受託者決定までのスケジュール
 - (8) その他必要と認める事項
- (参加表明手続)

第9条 公募型プロポーザル方式において、提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、プロポーザル参加意向申出書(様式第1号。以下「参加意向申出書」という。)及び必要書類を町長に提出しなければならない。

(参加資格の確認)

第10条 町長は、前条の規定により参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、審査会に諮り、提案者の資格を満たす者(以下「提案資格者」という。)であるかを確認するものとする。

- 2 町長は、意向申出者に対し、前項の確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 町長は、提案資格者に対し、プロポーザル関係書類提出依頼書(様式第3号。以下「提出依頼書」という。)により提案書(様式第4号)の提出を依頼するものとする。
- 4 町長は、提案資格者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、審査会において、別に定める評価基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることが出来るものとする。

(指名型プロポーザル方式の実施)

第11条 町長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとする場合は、審査会に諮り、参加提案者を選定するものとする。

- 2 町長は、参加提案者を選定した場合は、プロポーザル参加指名通知書(様式第5号)により次に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 業務名、業務内容及び履行期限
 - (2) 提案者を特定するための評価基準
 - (3) 担当部課等
 - (4) 関係書類の交付期間、場所及び方法

- (5) 提案書の提出期限、場所及び方法
- (6) 選定から受託者決定までのスケジュール
- (7) その他必要と認める事項

(提案書の提出依頼)

第12条 町長は、前条の規定により参加提案者として指名をした者(以下「提案指名者」という。)に対し、提出依頼書により、提出意思確認書(様式第6号)及び提案書の提出を依頼するものとする。

- 2 提案指名者は、提出依頼書において指定する日までに、提出意思確認書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(提案者の特定)

第13条 町長は、公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式による提案書の提出があった場合は、審査会に諮り、当該業務に最も適した提案者を特定するものとする。

- 2 審査会において、会長が必要と認める場合は、提案者からヒアリングを行った上で、提案書及びヒアリング内容について別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行い、最も適した提案者を決定し、町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により特定した提案者(以下「特定者」という。)及び特定しなかった提案者に対し、結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 4 所管課等の長は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、特定者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(参加資格の喪失等)

第14条 提案資格者が、資格確認後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 第7条に規定する当該契約に係る参加資格を満たさないものとなったとき。
- (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- 2 前項の場合において、町長は、当該提案者に対し、プロポーザル参加停止通知書(様式第8号)により通知しなければならない。

(特定結果の公表)

第15条 町長は、特定者について、町ホームページへの掲載により公表するものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年要綱第16号)

この要綱は、公表の日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

西原町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊞

プロポーザル参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

西原町長



参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：

- 結果 1 資格を有すると認めます。
- 2 次の理由により、資格を有するとは認められません。
理由

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

西原町長 

プロポーザル関係書類提出依頼書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出いただきたく通知します。

件名：

提出書類

- 1 提出意思確認書（提出期限 月 日。ただし、公募型プロポーザル方式は不要）
- 2 提案書（提出期限 月 日）
- 3 その他関係書類

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

西原町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

提案書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

様式第 5 号(第 11 条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

西原町長



プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 業務名、業務内容及び履行期限
- 2 提案者を特定するための評価基準
- 3 担当部課等
- 4 関係書類の交付期間、場所及び方法
- 5 提案書の提出期限、場所及び方法
- 6 選定から受託者決定までのスケジュール
- 7 その他必要と認める事項

様式第 6 号(第 12 条関係)

年 月 日

西原町長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

提出意思確認書

期限までに提出します。

次の件について、提案書を

提出しません。

件名：

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

西原町長 

結果通知書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

- 結果 1 最適であると特定しました。
契約等の手続につきましては、別途連絡します。
- 2 次の理由により特定しませんでした。
理由

様式第 8 号 (第 14 条関係)

年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

西原町長



プロポーザル参加停止通知書

次の件について、貴社を参加停止としますので通知します。

件名：

理由：

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第10条関係)

様式第3号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第11条関係)

様式第6号(第12条関係)

様式第7号(第13条関係)

様式第8号(第14条関係)